

類似制度との関係

- 農業共済* ● 収入減少影響緩和対策(ナラシ対策)
- 野菜価格安定制度
- 加工原料乳生産者経営安定対策

※固定資産の損失を補てんするもの(家畜共済(搾乳牛、繁殖雌牛等)、園芸施設共済)及び診療費を補てんするもの(家畜共済(病傷共済))を除きます。

- 牛マルキン ● 豚マルキン
- 肉用子牛生産者補給金制度、肉用牛繁殖経営支援事業
- 鶏卵生産者経営安定対策

収入保険制度と
どちらか一方を選択
して加入

左記の畜産品目と
他の品目の複合経営の場合は、
他の品目は収入保険制度に
加入できる

- 初めて収入保険に加入される方は、収入保険と野菜価格安定制度を同時利用(1年間)することができます。

- 保険料、積立金は、制度資金の活用ができます。

- 継続加入者について、加入者の利便性と手続きの簡素化を図るため、自動継続特約が導入されます。
この場合事務費の一部が軽減されます。

- 農業者が、農林水産省の共通申請サービスを利用し、収入保険の加入手続きをした場合、事務費の一部が軽減されます。

■お申し込み・お問い合わせ先

大分県農業共済組合

各支所では詳しく保険料等の試算、類似制度との比較が行えます。

本所

〒870-0822 大分市大道町3丁目1番1号 農業共済会館2F TEL.097-544-8110 FAX.097-544-8242

東部支所

〒873-0015 杵築市大字八坂1802番地2 TEL.0978-63-4466 FAX.0978-63-4461

中西部支所

〒879-4414 玖珠郡玖珠町大字大隈1020番地15 TEL.0973-72-3409 FAX.0973-72-3486

大分出張所

〒870-0822 大分市大道町3丁目1番1号 農業共済会館1F TEL.097-576-7461 FAX.097-576-7471

南部支所

〒879-7152 豊後大野市三重町百枝1086番地33 TEL.0974-22-3330 FAX.0974-22-6604

竹田出張所

〒878-0024 竹田市大字玉来819番地の1 TEL.0974-63-2825 FAX.0974-63-2843

北部支所

〒879-0453 宇佐市大字上田1046番地の5 TEL.0978-32-1307 FAX.0978-32-0177

E-mail syunyhoken@nosai-oita.jp ホームページ <http://www.nosai-oita.jp/>

NOSAIおおいた

検索

農業経営をサポートする

収入保険

安心のネットワーク
NOSAI
おおいた

大分県農業共済組合

『収入保険制度』って、何？

「収入保険制度」は、農業経営全体を対象とした新たな保険制度です。
自然災害による**収量減少**だけでなく、**価格低下**も含めた**収入減少**を**補てん**します。
原則として**全ての農業経営品目**が対象です。

Q 対象要因は？

農業者の経営努力では避けられない**収入減少**が補償対象となります。
捨作りや意図的な安売りによる収入減少は補償の対象外です。

自然災害で減収



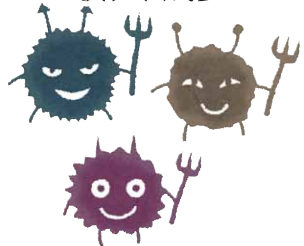
市場価格が下落



病気で収穫不能



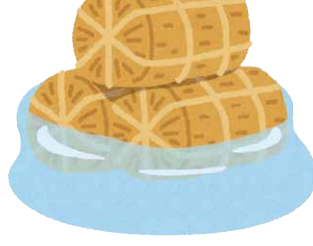
コロナの影響による
収入減少



災害で作付不能



倉庫の浸水被害



取引先が倒産



盗難や運搬中の事故



為替変動で大損



その他の要因 風評被害による収入減少など

Q 加入対象者は？

青色申告を行っている農業者（法人・個人）が対象です。

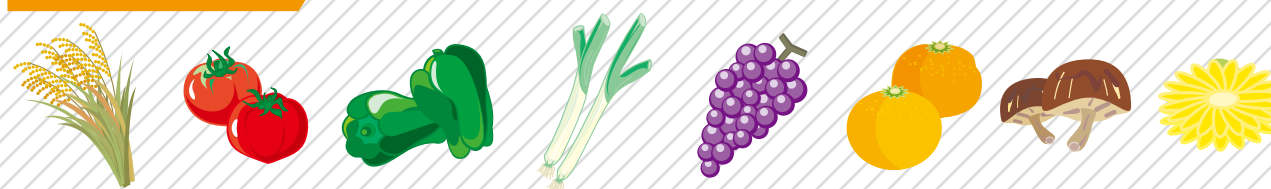
加入申請時に**1年以上の青色申告の実績**があれば加入可能

（現金主義の場合は加入対象外）

Q 対象農産物は？

マルキン等の対象畜産物を除いた**全ての農産物**が**対象**です。

対象農産物の例



除外される畜産物

肉用牛・肉用子牛・肉用豚・鶏卵・販売目的でない育成乳牛

Q 対象収入は？

農業者が自ら生産し、販売したすべての農産物に係る収入の全体となります。

対象収入に含めるもの

- 畑作物直接支払交付金 数量払
- 加工原料乳生産者補給金
- JA等からの清算金 など

対象収入に含めないもの

- 他所から仕入販売した売上高
- 野山から採取する山菜 など

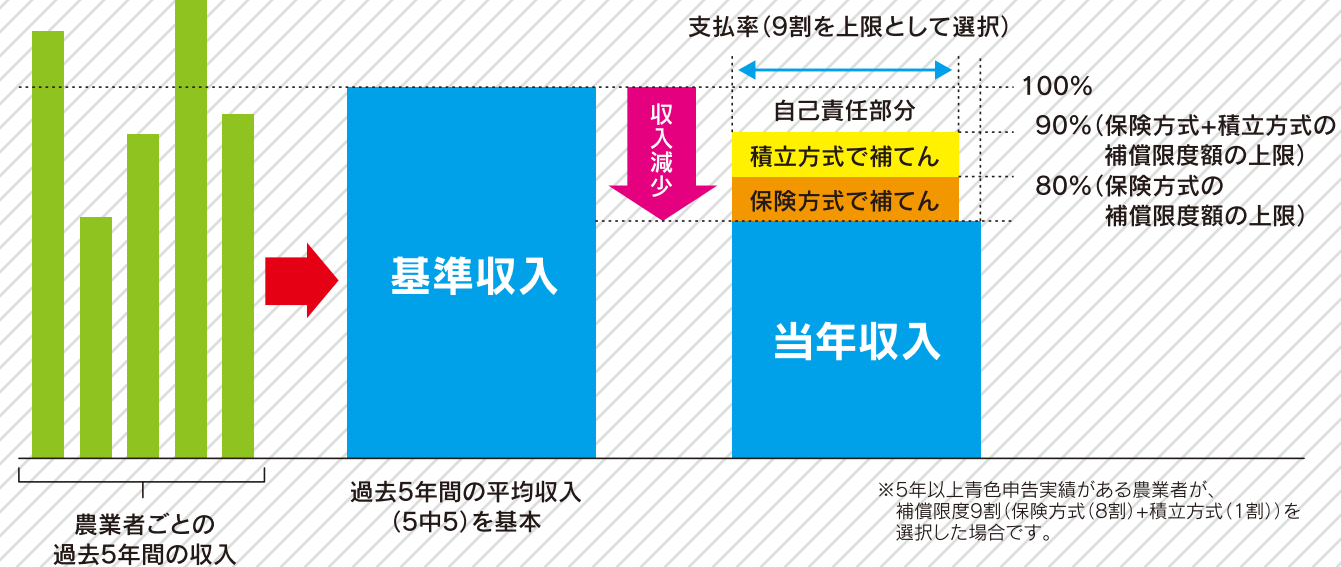
精米・もち・荒茶・乾し椎茸・牛乳 等 加工品も対象となります。
（加工品に仕向けた農産物を補償します。）

対象収入計算式

$$\text{対象収入} = \text{農産物販売金額} + \text{事業消費金額} + \text{期末棚卸高金額} - \text{期首棚卸高金額}$$

Q 補償内容は？

- 保険期間の収入が基準収入の9割(補償限度額)を下回った場合に下回った額の9割(支払率)を上限に補てんします。
- 補償の仕組みは、掛捨ての「保険方式(保険金)」と、掛捨てとならない「積立方式(特約補てん金)」を組み合わせることを基本とします。



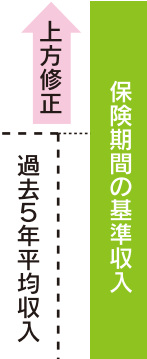
基準収入設定方法

基準収入については、農業者毎の過去5年間の平均収入(5中5)を基本とし、保険期間の営農計画を考慮して設定します。

上方修正する場合

保険期間に

- 経営面積を過去の平均面積より拡大
- 過去の収入に上昇傾向がある



下方修正する場合

保険期間に

- 経営面積の縮小
- 単価の低い作物への作付転換等



保険方式(必須加入)

過去の申告実績に対する補償限度

補償限度額は基準収入の80%を上限に選択できます。

青色申告実績年数	最高限度	国庫補助(50%)後の保険料率	選択可能割合
4年実績(加入申請時)	80%	約1.23%	70%、60%、50%
3年実績(加入申請時)	78%	約1.09%	
2年実績(加入申請時)	75%	約0.90%	
1年実績(加入申請時)	70%	約0.67%	60%、50%

※保険料率は、自動車保険と同様に保険金の受取が少ない方は段階的に下がっていきます。 ※保険料率は補償の下限設定なしの場合です。

支払率の選択

支払率とは補償限度額のうち、支払を受ける補てん金の割合です。

	基本	選択可能割合				
支払率	90%	80%	70%	60%	50%	

積立方式(選択によるオプション加入)

積立幅は基準収入の10%または5%から選択できます。支払率は保険方式の支払率以下の割合で90%から10%の範囲で選択できます。(10%単位) ※積立金は加入者25%、国75%の割合で拠出

基準収入を上方修正する場合の特例

過去5年間の収入金額と経営面積					保険期間
H29	H30	R1	R2	R3	1,300万円 (見込農業収入金額 (3ha))
1,000万円 (2ha)	800万円 (2ha)	700万円 (2ha)	1,000万円 (2ha)	1,000万円 (2ha)	
収入金額の増減率: 0.80 0.88 1.43 1.00					増減率の平均: 1.03

規模拡大特例

過去5年間の経営面積の平均: 2ha < 保険期間の経営面積: 3ha → **経営規模拡大と判定**
基準収入金額900万円(5中5)が1,300万円まで上方修正可能

※詳しい計算方法についてはお尋ねください。

収入上昇傾向特例

収入金額の増減率の平均: 1.03 > 1 → **収入上昇と判定**
基準収入金額900万円(5中5)が、983万円まで上方修正可能

保険料・積立金・補償額の例

基準収入1,000万円、補償限度9割(保険方式8割(補償の下限なし)+積立方式1割)及び支払率9割を選択している加入者の販売収入が700万円の場合

基本のタイプ 収入がゼロになっても補償するタイプ

積立金	基準収入 1,000万円	×	積立幅 10%	×	支払率 90%	×	負担割合 25%	農業者に用意 いただくお金	
	積立金 = 225,000円								
保険料	基準収入 1,000万円	×	補償限度 80%	×	支払率 90%	×	保険料率 2.460%	×	積立金…22.5万円 保険料……8.9万円
	保険料 = 89,000円								
加入者 負担金	積立金	農業者22.5万円		国67.5万円					合計……31.4万円 ※別途 事務費が必要です。
	保険料	農業者8.9万円		国8.9万円					

※積立金は補てんに使われなければ翌年に持ち越しされます。

補てん金	補てん金…基準収入の9割を下回った場合に、 下回った額の9割を補償 (900-700)万円 × 0.9(支払率) = 180万円 ※補てん金の内訳=特約補てん金90万円+保険金90万円	農業者に 支払われるお金 補てん金…180万円
------	---	-------------------------------

補てん金額の試算表

収入減少の程度 (当年収入)	補てん金の合計			補てん金を含めた 当年収入(対基準収入)
	積立方式 (特約補てん金)	保険方式 (保険金)	合計	
20%(800万円)	90万円	0万円	90万円	890万円(89%)
30%(700万円)		90万円	180万円	880万円(88%)
40%(600万円)		180万円	270万円	870万円(87%)
50%(500万円)		270万円	360万円	860万円(86%)
100%(0万円)		720万円	810万円	810万円(81%)

加入・支払等のスケジュール

※保険期間が令和4年1月～12月の場合のイメージです。
※保険期間は税の収入の算定期間と同じです。法人の保険期間は、事業年度の1年間です。事業年度の開始月によって、スケジュールが変わります。

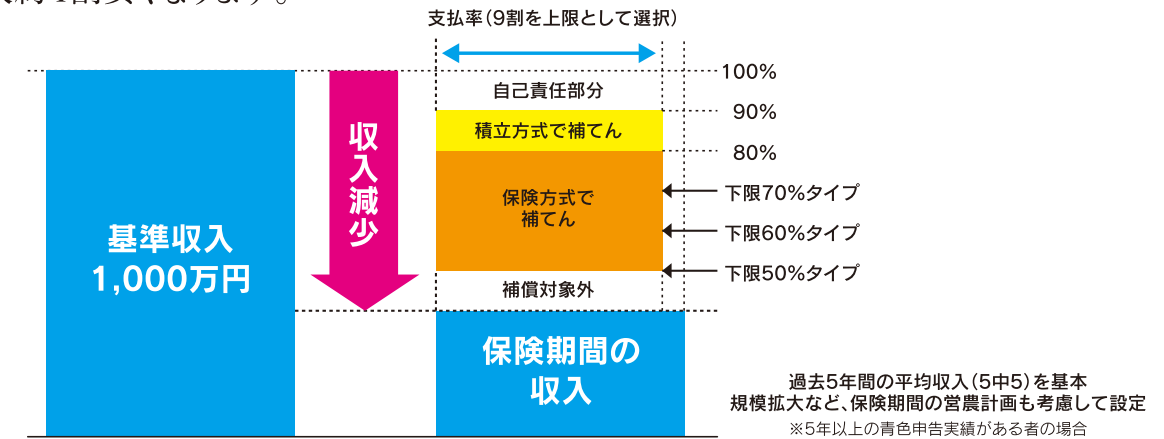
令和3年	令和4年	令和5年
12月末まで	1～12月(税の収入算定期間)	確定申告後(3～6月)
加入申請	保険料・積立金・ 事務費の納付	保険金・特約補てん金の 請求・支払

※保険料・積立金は分割支払いも可
(最終の納付期限は保険期間の8月末)

※損害等により資金が必要な場合は、
つなぎ融資(無利子)

掛金の安いタイプが加わりました

発動基準(基準収入の9割)は変えずに、受け取る保険金の額を小さくすることで、保険料が最大約4割安くなります。



下限50%タイプ

保険料は約1割安い

保険期間の農業収入が900万円を下回った場合に、収入が500万円になるまでの収入減少(5割減)を補てんするタイプ。

※ただし、500万円を下回った分の補てんはありません。

保険料(掛け捨て)	積立金(掛け捨てでない)
8.0万円	22.5万円

下限60%タイプ

保険料は約2割安い

保険期間の農業収入が900万円を下回った場合に、収入が600万円になるまでの収入減少(4割減)を補てんするタイプ。

※ただし、600万円を下回った分の補てんはありません。

保険料(掛け捨て)	積立金(掛け捨てでない)
7.0万円	22.5万円

下限70%タイプ

保険料は約4割安い

保険期間の農業収入が900万円を下回った場合に、収入が700万円になるまでの収入減少(3割減)を補てんするタイプ。

※ただし、700万円を下回った分の補てんはありません。

保険料(掛け捨て)	積立金(掛け捨てでない)
4.9万円	22.5万円

積立方式の積立金も小さくすることができます!

基準収入金額が1,000万円、積立幅10%の場合、下記のように自由に選択できます。

